

接続料と利用者料金について

< 目 次 >

1	概要	1
2	利用者向け料金と接続料金の水準の比較 東日本・西日本	5

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。

具体的には、

毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金の関係をNTT東西が検証・公表するとともに、

優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニューごと」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告するという運用を行っている。

このスタックテストの見直しについて、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号)を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。

なお、同ガイドラインにおいては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

2 ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

加入電話・ISDN基本料	加入電話・ISDN通話料	公衆電話	番号案内
メガデータネット	Bフレッツ	フレッツADSL	フレッツISDN

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記の認可時を除く。)

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

ウ 検証方法

営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランドを単位として実施。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証。

なお、本検証における営業費の基準値は、上記(1)ウと同様、利用者料金収入の20%。

接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

3 検証結果

今回の検証においては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL及びメガデータネットについて、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。

検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証	
Bフレッツ	ハイパーファミリタイプ			
	ベーシックタイプ			
	マンションタイプ	プラン1ハイパー(光配線方式)		
		プラン2ハイパー(光配線方式)		
プラン2ハイパー				
フレッツ・ADSL	エントリー			
	8Mbps			
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps		
	PVC回線(通信料)	クラス2・100kpbs～1Mbps	×	×
		クラス2・500kpbs～1Mbps		

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー		1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
B フレッツ	フレッツ・光プレミアム	ファミリータイプ		
		マンションタイプ	プラン 1(光配線方式) プラン 2(光配線方式)	
フレッツ・ADSL	1.5Mbps			
	8Mbps			
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps		
	PVC 回線(通信料)	クラス 1・10Mbps		
		クラス 2・100kbps～1Mbps		
		クラス 2・500kbps～1Mbps		

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

Bフレッツ

全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

フレッツ・ADSL

全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

メガデータネット

NTT西日本においては、全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

NTT東日本においては、一部のサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を下回っており、営業費相当分も基準値を下回っていたため、ガイドラインに従いNTT東日本に説明を求めたところ、平成20年度接続料収入が実績費用を下回り、その差分が調整額として接続料原価に加算されたこと、メガデータネットの需要減に伴い発生する不要装置の除却等によるコスト削減に努めているが、それ以上にIP化の進展に伴う代替サービスへの移行等により需要が大幅に減少し、1回線あたりのコストが増大したこと等により、接続料が上昇したものであるとの回答があった。

この点については、調整額算入前の営業費相当分は20%を超えており、調整後であっても10%以上の営業費相当額が存在しており、メガデータネットはイーサネットサービス等の代替的なサービスとの間で実質的な競争が進展していると考えられるところ、接続事業者との間に直ちに不当な競争を引き起こすものであるとまでは言えないことから、この限りにおいて、平成22年度の接続料については妥当なものであると判断される。

委員限り

【NTT東日本が実施するもの】

平成20年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	5,343	3,562	1,781
加入電話・ISDN通話料	860	425	435
公衆電話(デジタル公衆を含む)	35	97	▲ 62
番号案内	51	56	▲ 5
メガデータネット	48	42	6
Bフレット	2,350	1,116	1,234
フレットADSL	754	188	566
フレットISDN	55	19	36

(注1)②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の673億円は含んでいません。

【NTT西日本が実施するもの】

平成20年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	5,269	3,535	1,734
加入電話・ISDN通話料	794	406	388
公衆電話(デジタル公衆を含む)	34	86	▲ 52
番号案内	55	52	3
メガデータネット	48	33	15
Bフレット	1,769	1,126	643
フレットADSL	668	174	494
フレットISDN	52	17	35

(注1)②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の633億円は含んでいません。